

北名古屋市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年2月14日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

市民課及び健康課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年12月23日までの所管事務

実施期間 令和4年11月29日から令和4年12月23日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

市民課及び健康課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜市民課＞

主な所管事務は、住民記録、戸籍、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、外国人住民在留管理及び特別永住者、マイナンバーの通知カード及び個人番号カード、人口動態・動向調査、成年被後見人、破産者及び犯罪人名簿、市民総合窓口、市民健康部の

庶務に関する事務である。

(1) 収入事務について

コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務について、私人に委託したときの告示を行っていなかった。

(2) 契約事務について

契約業者から受理した文書の受付印漏れ及び回議漏れが散見し、その一部は適切に保管・管理されていなかった。

意 見

起案文書の添付書類で、受付印漏れ、日付相違、記載ミスが是正されず決裁されているものが散見された。起案、承認、決裁の段階で複数の職員が確認するため、携わるすべての職員がそれぞれの立場で責任を自覚して押印していただきたい。

<健康課>

主な所管事務は、健康増進、感染症予防、救急医療対策、休日急病診療所、保健、献血、保健統計、食育、保健センター、健康ドームに関する事務である。

意 見

健康ドームにおける自動販売機の設置について、課の判断により繰り返して行政財産使用許可を行っているものがあつた。行政財産使用許可とすることに特別な理由がない限りは、透明性、公平性及び財源の確保を図るため、一般競争入札による方法で設置者を決定するよう検討されたい。